

大館市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 7 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年8月7日（木）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）					
1 番	高坂 千悦	9 番	斎藤 重春	18 番	藤盛 久登
3 番	岩澤 トシ子	11 番	小畠 美恵子	19 番	小畠 純市
4 番	富樫 俊昌	12 番	嶋田 久美子		
5 番	伊藤 昇	13 番	藤原 信雄		
6 番	菅原 一成	14 番	渡邊 久留美		
7 番	小林 大樹	15 番	浅利 瑞穂		
8 番	安部 幸美	17 番	畠山 繁司		
3. 欠席委員の氏名（3名）					
2 番	渡邊 久雄	16 番	阿部 重信		
10 番	石山 元一				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	渡辺 孝義			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	17 番	畠山 繁司		18 番	藤盛 久登
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

業務報告	7月総会～8月総会
報告第16号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第17号	賃貸借の合意解約通知について
議案第33号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第34号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第35号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

総会を始める前に、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、案件に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号17番 畠山 委員、議席番号18番 藤盛 委員にお願いいたします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第17号まで一括して事務局から説明お願いたします。

局長

1ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席は、7月14日農業者年金加入推進特別研修会が秋田市で行われ富樫委員他が出席しております。7月15日農業の先進技術と市場動向セミナーということで、大館市で斎藤職務代理が出席しております。7月25日秋田県農業会議常設審議委員会、秋田市で会長出席。8月1日秋田県農業委員会女性協議会第2回役員会が秋田市で行われ、渡邊委員出席しております。昨日ですが市町村農業委員会地区別研修として大館市で開催され委員の方々が出席しております。

では2ページをお開き願います。

報告第16号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があつたので報告する。

内訳は3ページから4ページとなりますが、令和7年5月総会において可決されたものとなっております。

続きまして5ページをお開きください。

報告第17号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があつたので報告する。

6ページの総括表をご覧ください。件数6件、田11,428m²、畠10,496.55m²となります。

7ページからの内訳になっております。7ページの下段No.268を除く分が5件、他に貸すためです。No.268が借人が耕作をやめるためという事の解約理由となっております。

報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告について、何かご意見、質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第33号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

9ページをお開き願います。

議案第33号 貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

10ページお開き願います。

経営拡張の5件で、田の8筆9,225m²、畑の1筆1,930m²。

内訳は、11ページのNo.88から12ページのNo.92までとなっております。

また、別添の農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上ご審議、よろしくお願ひいたします。

議長

議案第33号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

ないようですので、議案第33号について原案のとおり決してご異議ござ

いませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第34号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

13ページをお開き願います。

議案第34号 所有権移転の許可申請について

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があつたので、この可否について意見を求める。

14ページをお開き願います。

経営拡張を理由とする4件と、新規就農の1件、5件で、田が7筆、畠が4筆、合計で6,175m²です。内訳は、15ページのNo.61から16ページのNo.65までとなっております。

また、別添の農地法3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

審議の前に、新規就農について説明をお願いします。

係長

私の方から説明させていただきます。15ページのNo.61、新規就農と書いておりますが、こちらは家庭菜園をするため土地を取得するものであるこ

とをご報告いたします。

議長

それでは議案第34号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので議案第34号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

次に、議案第35号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

17ページをお願いいたします。

議案第35号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について農用地利用集積等促進計画（案）について、大館市長から意見聴取依頼があつたので、これを回答するにあたり意見を求める。

18ページお開きください。令和7年度農用地利用集積等促進計画第5号新規です。契約期間4年が2件、10年が2件、田の合計面積が5,522m²です。

内訳は19ページをご覧ください。

続きまして20ページをお開きください。令和7年度農用地利用集積等促進計画第5号、所有権移転移転が2件、田が7,036m²です。

内訳は21ページをご覧ください。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであること
を申し添えます。

以上ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

議案第35号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第35号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、議案のとおり許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

22ページをお開きください。

8月26日秋田県農会議の常設審議委員会が秋田市で行われます。

9月2日秋田県農業委員会女性協議会地区別研修会及び令和8年度役員改選に向けた検討会議、これが北秋田市で行われます。

9月9日地区別農業委員会会長・会長職務代理・事務局長会議が北秋田市で開催されます。

本会主催以外事業は以上となります。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ございませんか。

19番（小畠委員）

19番の小畠です、気の早い話ですけど9月1日現地調査で、17番の畠山委員と18番の藤盛委員となっておりますが、ということは、10月は私なんですよ、10月だけは稲刈りなんでなんとか、非常に心苦しいですが

議長

また近くなったら打合せながら。

どうですか事務局。

係長

この前の合同会議の時もお話ししたんですが、街中の3種農地以外の転用は8月と1月にまとめることになりましたので、10月と3月は結構な件数になると思います。日程は調整しながら、欠席という事であれば次の方次の方とやっていきたいと思います。

議長

ほかに皆さんから何かありますか。

総会の方はこれで締めてよろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大館市農業委員会総会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後 2 時 25 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 8 月 7 日

議長

議事録署名委員 17 番

議事録署名委員 18 番

農地法第3条調査書

議案第33号 No.88	所有権移転		・賃借権設定・	使用貸借権設定
土地の所在	大館市比内町独鈷字大向田・・・			
申請者	譲渡（貸）人	住所	氏名	
		大館市比内町独鈷字向田・・・	○○ ○○	
	譲受（借）人	住所	氏名	
		大館市比内町独鈷字橋場・・・	△△ △△	
作成者	農業委員会事務局			

条項	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	する しない
第2項第3号 (信託)	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	する しない
第2項第6号 (地域調和)	する しない

申請地は、譲渡（貸）人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受（借）人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。

なお、7月26日 嶋田 久美子 農業委員と渡邊久留美 農委委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。

農地法第3条調査書

議案第33号 No.89	所有権移転 <input checked="" type="radio"/> 貸借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字新櫻岱・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住所	氏名
	大館市早口字岩野目・・・	○○ ○○	
	譲受（借）人	住所	氏名
	大館市早口字大岱・・・	△△ △△	
作成者	農業委員会事務局		

条項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受（借）人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受（借）人は個人であり適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受（借）人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡（貸）人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>申請地は、譲渡（貸）人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受（借）人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。</p> <p>なお、7月25日 高坂 千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する <input checked="" type="radio"/> しない

農地法第3条調査書

議案第33号 No.90	所有権移転 <input checked="" type="radio"/> 貸借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字新櫻岱・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住所 大館市早口字岩野目・・・	氏名 ○○ ○○
	譲受（借）人	住所 大館市早口字岩野目・・・	氏名 △△ △△
	作成者	農業委員会事務局	
	条項	不許可事項の該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受（借）人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受（借）人は個人であり適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <input checked="" type="radio"/> しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受（借）人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <input checked="" type="radio"/> しない	
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡（貸）人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <input checked="" type="radio"/> しない	
第2項第6号 (地域調和)	<p>申請地は、譲渡（貸）人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受（借）人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。</p> <p>なお、7月25日 高坂 千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する <input checked="" type="radio"/> しない	

農地法第3条調査書

議案第33号 No.91	所有権移転・賃借権設定・ <input checked="" type="checkbox"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市花岡町字土目内・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市糸切内字稻荷山下・・・	氏名 ○○ ○○
	譲受(借)人	住所 大館市字鉄砲場・・・	氏名 △△ △△
	作成者	農業委員会事務局	
	条項	不許可事項の該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <input checked="" type="checkbox"/> しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <input checked="" type="checkbox"/> しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <input checked="" type="checkbox"/> しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <input checked="" type="checkbox"/> しない	
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <input checked="" type="checkbox"/> しない	
第2項第6号 (地域調和)	<p>申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。</p> <p>なお、7月26日 藤盛久登 農業委員と浅利瑞穂 農委委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する <input checked="" type="checkbox"/> しない	

農地法第3条調査書

議案第33号 No.92	所有権移転・賃借権設定・ <input checked="" type="checkbox"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町谷地中字館・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市根下戸町・・・	氏名 ○○ ○○
	譲受(借)人	住所 大館市比内町谷地中字大巻・・・	氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条項	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、7月24日 菅原一成 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.61	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市下代野字笹森・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住所	氏名
		山形県最上郡戸沢村大字蔵岡・・・	○○ ○○
申請者	譲受（借）人	住所	氏名
		大館市下代野字笹森・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受（借）人は、農地を譲受て営農していくこととしており、農機具も所有している。農業経験も少ないと親戚の農家から教えてもらひながら行うことから、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受（借）人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業當時従事)	譲受（借）人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡（貸）人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲受（借）人が新規就農者として譲渡との本件の権利の設定により営農に資する計画である。 周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、7月26日 斎藤 重春 農業委員と石垣 忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.62	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市釧内字下内西・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市花岡町字神山・・・	氏名 ○○ ○○
	譲受(借)人	住所 大館市松峰字西松峰・・・	氏名 △△ △△
	作成者	農業委員会事務局	
	条項	不許可事項の該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない	
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない	
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、7月27日 虹川廣之 推進委員と畠山新悦 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない	

農地法第3条調査書

議案第34号 No.63	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転 <input type="radio"/> 貸借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市葛原字漆畑・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住所 大館市字観音堂・・・
	譲受（借）人	住所 大館市葛原字屋布後・・・
作成者	農業委員会事務局	
条項	不許可事項の該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受（借）人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受（借）人は個人であり適用なし。	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受（借）人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡（貸）人の所有農地であり転貸には当たらない。	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>申請地は、譲渡（貸）人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受（借）人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。</p> <p>なお、7月22日 畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.64	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住所	氏名
		大館市岩瀬字赤川・・・	○○ ○○
申請者	譲受（借）人	住所	氏名
		大館市山田字前田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受（借）人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受（借）人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受（借）人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡（貸）人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲受（借）人の希望により、譲渡（貸）人の農地を譲受けて経営規模を拡大する目的である。本件の権利の設定により営農に資する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、7月26日、石山元一農業委員と佐々木浩推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第34号 No.65	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字大岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
	大館市早口字上野・・・	○○ ○○	
譲受(借)人	住所	氏名	
	北秋田市綴子字糠沢上谷地・・・	△△ △△	
作成者	農業委員会事務局		

条項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作、管理されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人が農業を廃止するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考える。 なお、7月25日 高坂 千悦 農業委員と小林秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない